

船舶事故調査報告書

平成23年8月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲也
 委員 石川 敏行
 委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年8月1日（日） 12時30分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港第5区 愛知県知多市伊勢湾灯標から真方位065° 1.7海里付近 （概位 北緯34° 57.0′ 東経136° 49.4′）
事故調査の経過	平成22年8月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ ^{ジーティーエックス} G T X 4-T E C ^{ティーイーシー} S C-L、0.2トン 240-57624愛知、個人所有 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、118.4kW、平成16年6月 B 水上オートバイ ^{ティーイーシー} 4 T E C-L、0.2トン 240-58538愛知、個人所有 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、144.2kW、平成17年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 26歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年7月17日 免許証交付日 平成21年8月20日 （平成25年7月16日まで有効） B 船長B 男性 27歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年8月21日 免許証交付日 平成20年8月21日 （平成25年8月20日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部船底に塗料剥離 B 船首部のハンドル、メーターなどの損壊
事故の経過	A船は、船長Aが乗り組み、B船は、船長Bが乗り組み、名古屋港第5区の新舞子マリンパークのブルーサンビーチ（以下「ビーチ」という。）沖において、友人3人と共にもう1隻の水上オートバイを用いて遊走していた。

	<p>A船は、ビーチの東部にて知人を後部座席に同乗させ、船長Aが、右方のビーチを見たり、知人のことを気に掛けたりしながら、20～30km/hの速力でビーチ沖を航行していたとき、知人を喜ばせるため、左旋回を始めたところ、B船の右舷が真正面の至近に迫っているのを認めた。</p> <p>船長Aは、左ハンドルを切る前、他の水上オートバイが近くにいないと思い、B船に気付いていなかった。</p> <p>B船は、遊走後、ビーチ沖において、船首をビーチに向けて漂泊していた。</p> <p>両船は、平成22年8月1日12時30分ごろ、A船の船首部とB船の船首部が衝突した。</p> <p>船長Aは、B船を乗り切った後、停止して後方を振り返ったところ、付近のプレジャーボートがB船及び船長Bを救助しているのを見た。</p> <p>船長Bは、病院に搬送されたが、頭部に負傷を負い、治療中、脳挫傷の後遺症が発症する疑いがあると診断された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、気温 約35℃、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約1.3m</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船は、3人乗りの水上オートバイであった。 船長Bは、A船の接近に気付いていなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり なし なし A船は、名古屋港第5区のビーチ沖を航行中、船長Aが、左旋回をする際に適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かず左旋回してB船に接近し、両船が衝突したものと考えられる。 B船はビーチ沖において漂泊中、船長BがA船の接近に気付いていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、名古屋港第5区のビーチ沖において、A船が航行中、B船が漂泊中、船長Aが、左旋回を行う際に適切な見張りを行っていなかったため、左旋回してB船に接近し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	